

水道料金の適正水準について

第4回

津山市水道事業経営審議会

7月31日 14:00~16:00





説明内容

総括原価計算による水道料金の提示

1. 水道料金の適正水準とは
2. 水道料金（適正水準）の検討
3. 水道料金（適正水準）の検討結果



1. 水道料金の適正水準とは

水道料金（適正水準）の検討方針

1. 料金算定期間の設定
2. 料金は中長期計画期間（令和24年度まで）、安全安心な水道を作り続けることができる水準
3. 具体的な料金算定は、法令に沿って算定

公正妥当な料金

明確な料金

差別的扱いの禁止

水道法第14条

- 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。



1. 水道料金の適正水準とは

総括原価とは

水道料金は、水道法や地方公営企業法によって、「能率的な経営の下における適正な原価」を基準とすることとされています。この原価のことを**総括原価**といいます。

参考 水道法第14条

水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、**能率的な経営の下における適正な原価**に照らし、**健全な経営を確保することができる**公正妥当なものであること

(以下略)

参考 地方公営企業法第21条第2項

前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、**能率的な経営の下における適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の**健全な運営を確保することができる**ものでなければならない。

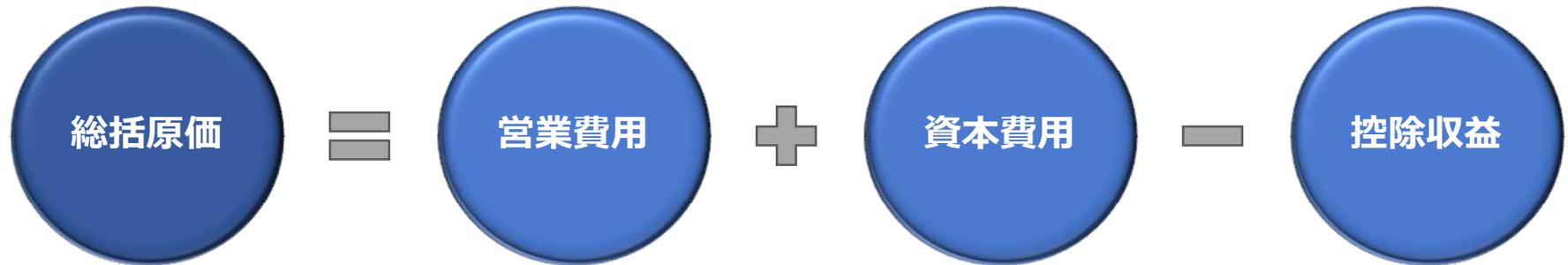


1. 水道料金の適正水準とは

総括原価とは

総括原価は、以下の算式で求めます。

営業費用 + 資本費用 - 控除収益



参考 水道法施行規則第12条第1項

料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額

ロ 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。)との合算額

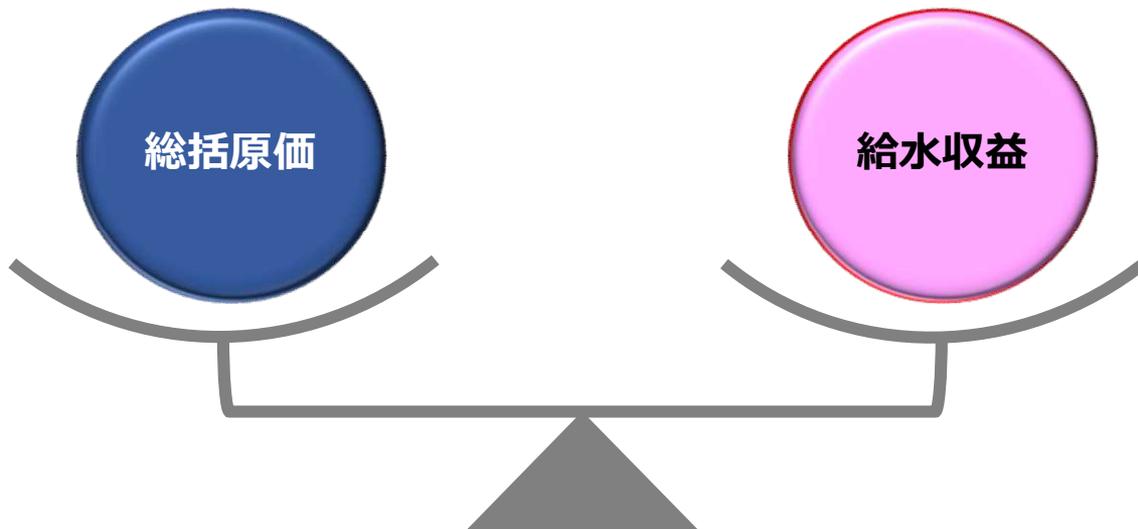
ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額



1. 水道料金の適正水準とは

総括原価と給水収益の関係

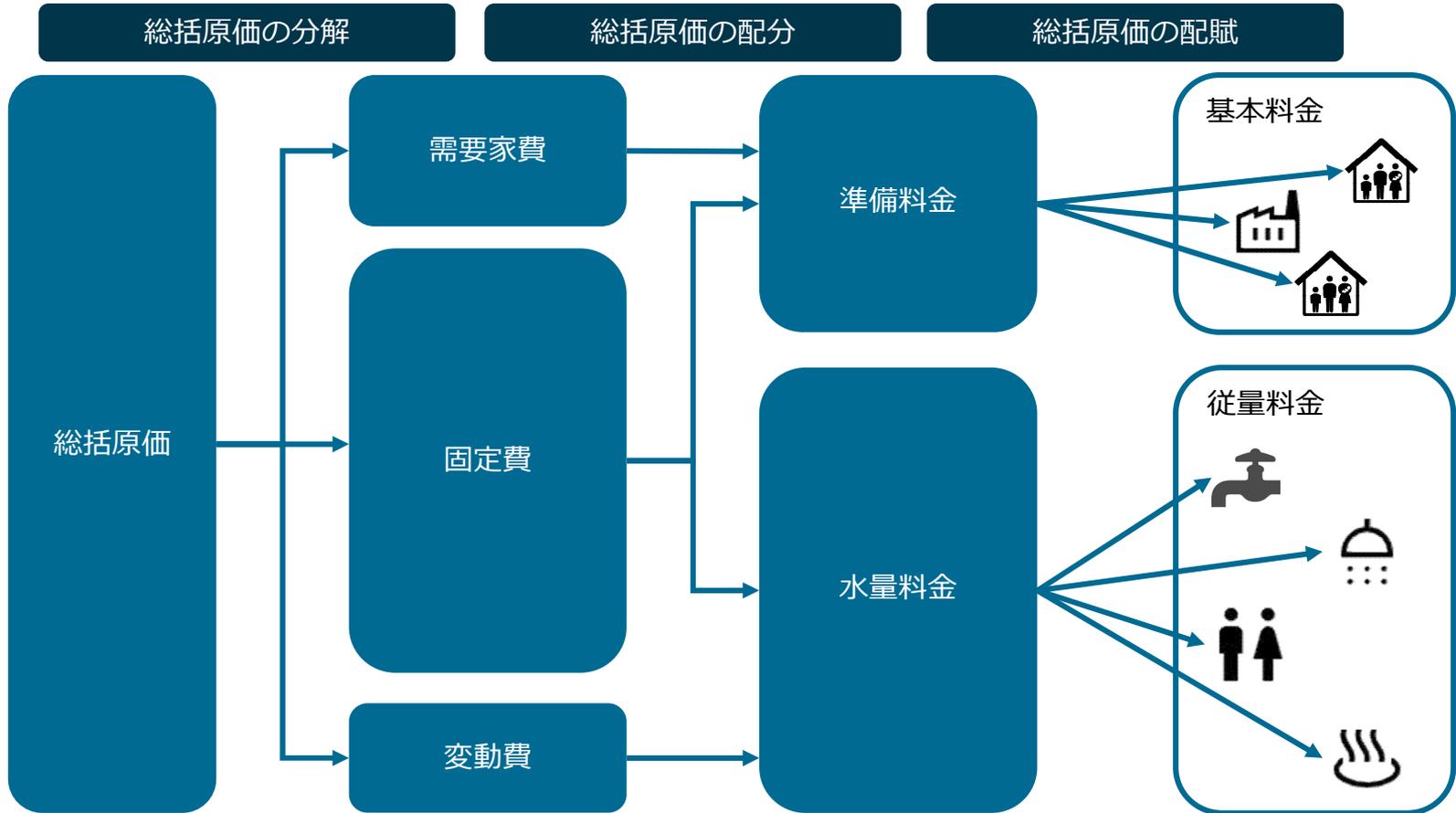
水道事業は、水道料金によって事業運営を行う独立採算制を採用しており、原則、公費（税金）は使っていません。水道料金は、3～5年程度の算定期間において、総括原価と均衡を保つよう設定することとされています。





2. 水道料金（適正水準）の検討

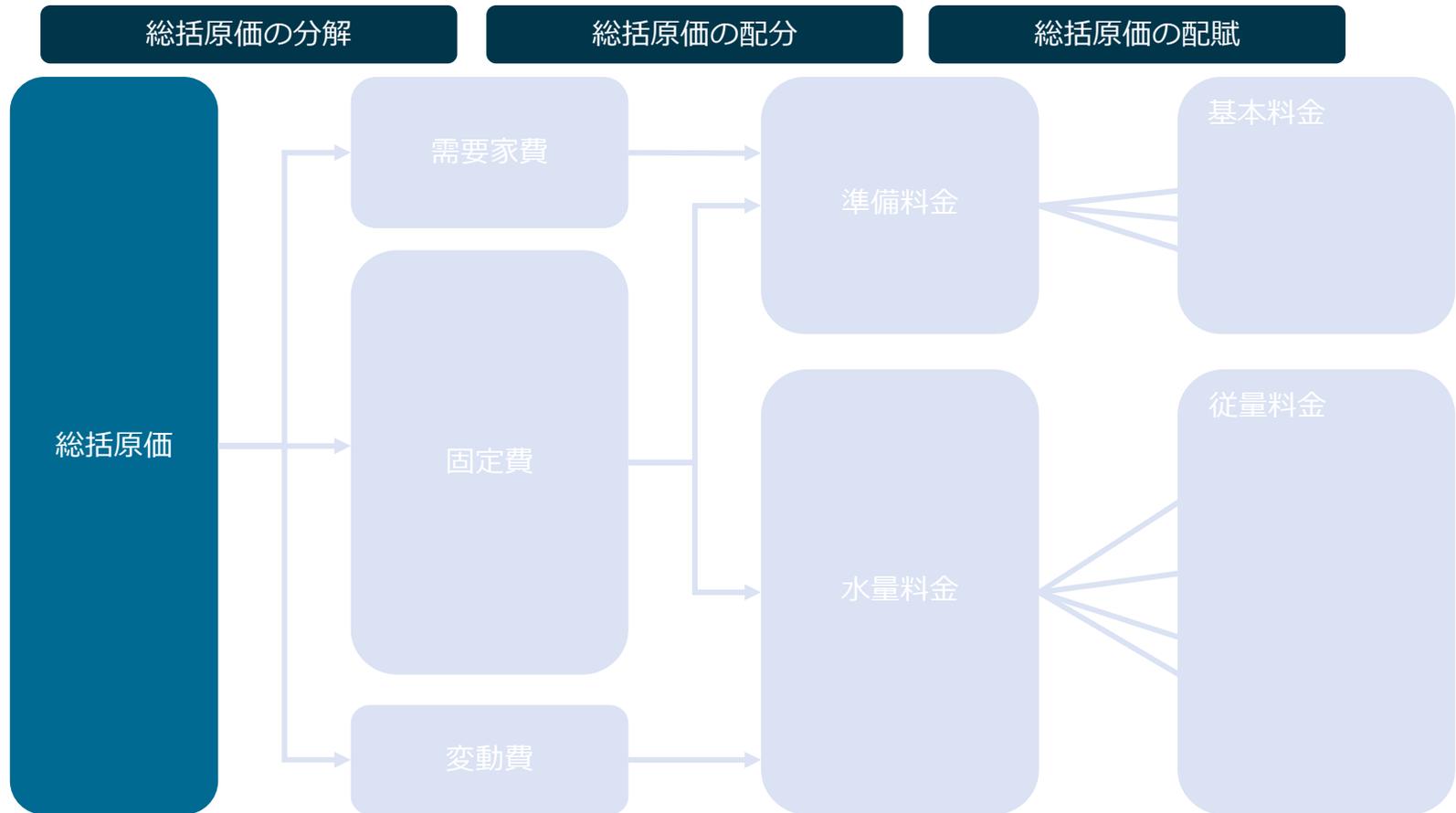
全体フロー





2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の算定（位置づけ）





2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の算定（総括原価の構成要素）

総括原価の構成要素	説明
営業費用	人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、その他維持管理費の合計額。
控除収益	諸手数料やその他事業運営に伴う収入の合計額。過去の実績及び将来の事業計画等から見込める場合、総括原価の財源として使用できるため、総括原価から控除する。
資本費用	支払利息及び施設実態の維持等に必要とされる資産維持費の合計額。



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の算定（長期前受金戻入の控除）

長期前受金戻入は、算定要領（平成27年2月改訂版）において原則控除収益には含めないとされていましたが、「水道料金算定要領（平成27年改訂版）に係る留意点等について」において、「補助金等によって取得した資産の価額を総括原価に参入することが適当でない場合も考えられ」、「補助金等の性質を考慮することなく一律に長期前受金戻入を控除しないとすることは適当ではない」とされました。



長期前受金戻入に関しては“性質を考慮”の上、原価から控除してよい＝料金に含めなくてよい



水道事業が負担しなくてもよい経費（減価償却費）に対応する「控除収益」

- ・一般会計負担金（消火栓等負担分）
 - ・移転補償金（水道以外の事業による補償金）
- の長期前受金戻入を控除します。

長期前受金	対象
国庫補助金	×
県補助金	×
工事負担金	×
受贈	×
一般会計負担金	○
一般会計補助金	該当金額なし
その他	×
固定資産移転補償金	○
管路移転補償金	○



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の算定（資産維持費について）

資産維持費は、物価上昇による減価償却費の不足や施工環境の悪化による費用の増大等に対応し、水道施設を維持し、適切な給水サービスを継続していくために総括原価への算入が認められているものです。これが適切に原価算入されていないと、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源が内部に留保されず、安定的な財政運営に支障を来すこととなります。

算定要領では、資産維持費の算定方法を次の通りとしています。

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率}$$

※対象資産は、償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。

資産維持率は、3%を標準とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定する。



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の算定（料金算定期間）

料金算定期間：令和6年度～令和8年度

※1:水道料金算定要領では「料金算定期間は、概ね将来の3年から5年を基準とする。」とされている。

※2:物価高騰の先行きが不透明で中長期計画への影響を考慮し、本検討では3年間とした。



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の算定（資産維持費算入前）

単位：千円

	R6年度	R7年度	R8年度	算定期間計
営業費用	2,791,227	2,810,082	2,827,049	8,428,358
原水及び浄水費	778,906	776,375	773,490	2,328,771
配水及び給水費	252,264	252,452	252,587	757,303
業務費	97,581	97,581	97,581	292,743
総係費	438,280	438,486	438,691	1,315,457
減価償却費	1,191,666	1,212,658	1,232,170	3,636,494
資産減耗費	31,491	31,491	31,491	94,473
その他営業費用	1,039	1,039	1,039	3,117
関連収入	-465,362	-464,275	-467,834	-1,397,471
加入金	36,960	36,960	36,960	110,880
その他営業収益	229,266	230,091	230,919	690,276
受取利息及び配当金	285	285	285	855
他会計補助金	2,142	1,707	1,462	5,311
雑収益	50,014	50,014	50,014	150,042
その他営業外収益	45,106	37,594	34,580	117,280
長期前受金戻入	101,589	107,624	113,614	322,827
資本費用	50,146	48,484	47,535	146,165
支払利息	50,146	48,484	47,535	146,165
資産維持費	0	0	0	0
料金に転嫁する費用(A)	2,376,011	2,394,291	2,406,750	7,177,052
現行水準の給水収益(B)	2,181,356	2,162,809	2,143,663	6,487,828
料金改定率 (A - B) ÷ B	8.92%	10.70%	12.27%	10.62%



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の算定（資産維持費の算定）

単位：千円

	R6年度	R7年度	R8年度	算定期間計
償却対象資産額 (A)	27,880,445	27,880,445	27,880,445	83,641,335
資産維持費：(A) × 0%	0	0	0	0
資産維持費：(A) × 1%	278,804	278,804	278,804	836,412
資産維持費：(A) × 2%	557,609	557,609	557,609	1,672,827
資産維持費：(A) × 3%	836,413	836,413	836,413	2,509,239

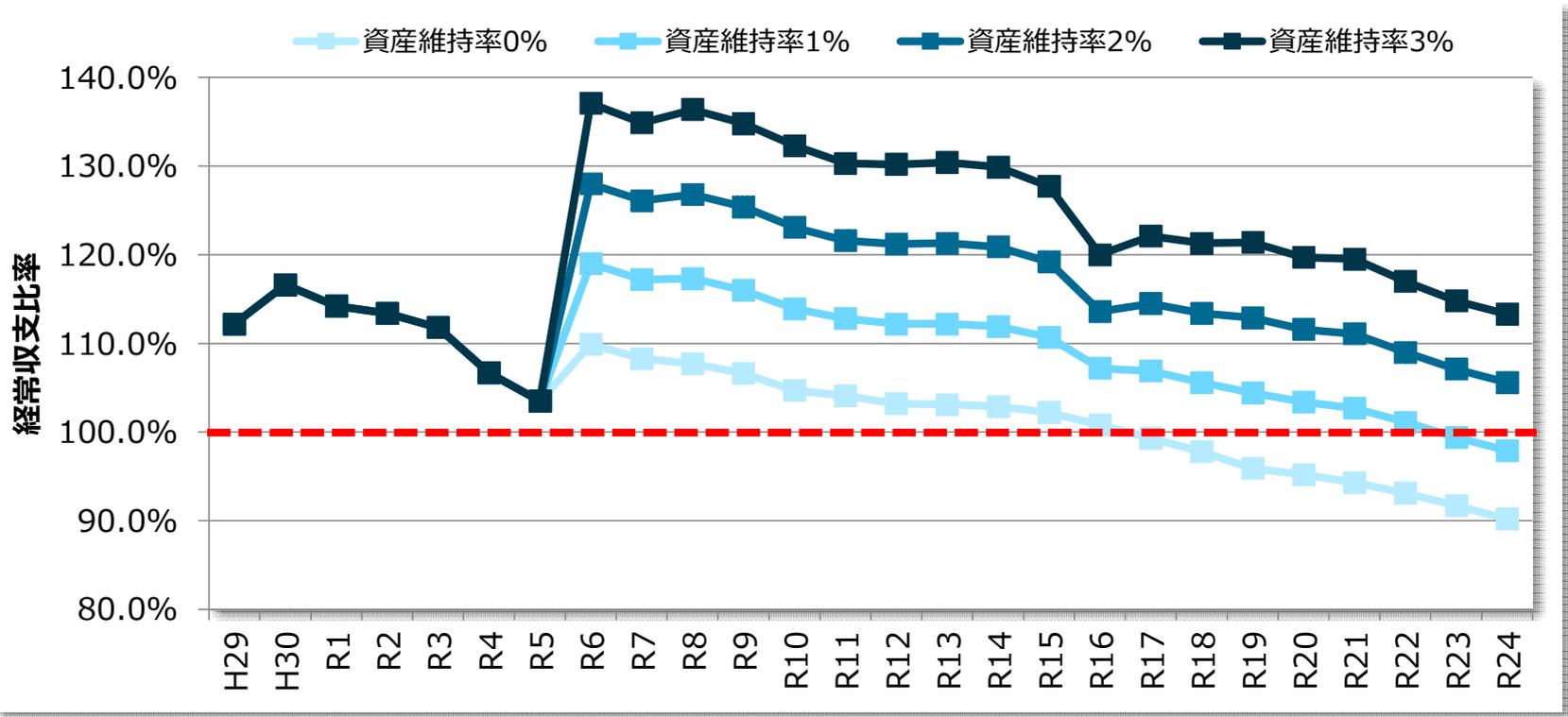
※:償却対象資産額は令和6年度期首と令和8年度末の償却対象の固定資産残高平均値



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の算定（資産維持率の検討）

令和16年度までは全パターンで経常収支比率100%以上

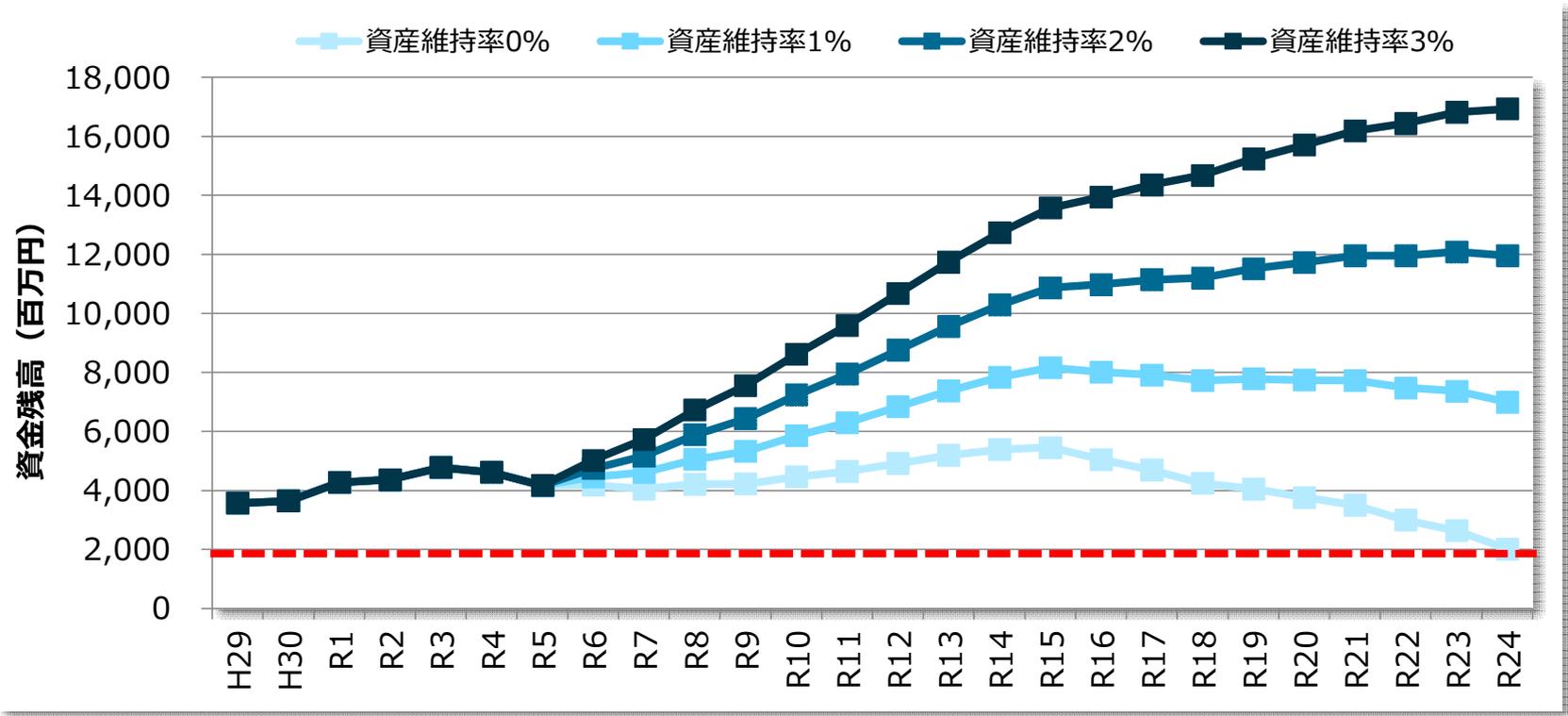




2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の算定（資産維持率の検討）

内部留保資金 20 億円を維持 → **資産維持率0%**





2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の算定（資産維持率0%）

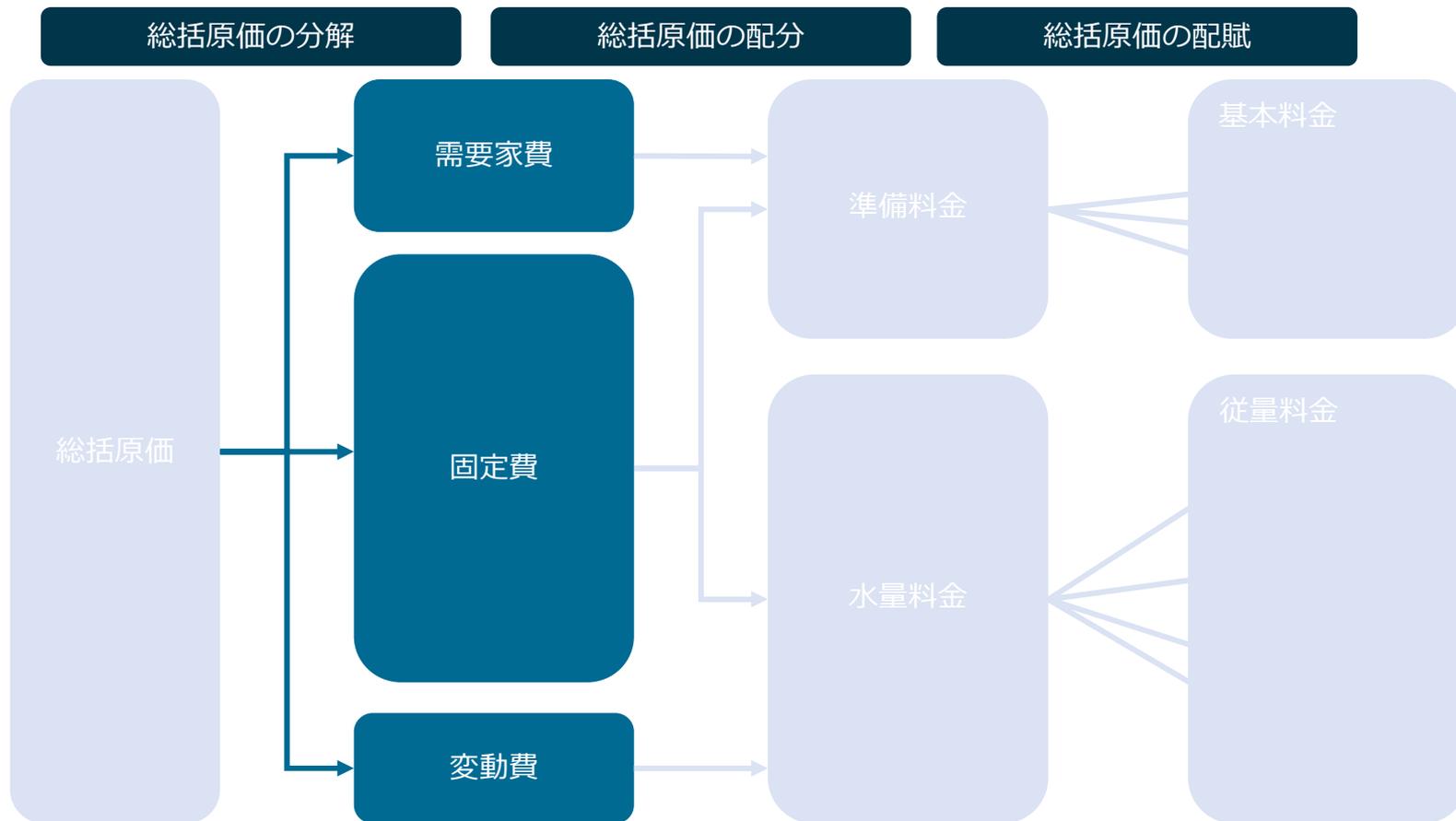
単位：千円

	R6年度	R7年度	R8年度	算定期間計
営業費用	2,791,227	2,810,082	2,827,049	8,428,358
原水及び浄水費	778,906	776,375	773,490	2,328,771
配水及び給水費	252,264	252,452	252,587	757,303
業務費	97,581	97,581	97,581	292,743
総係費	438,280	438,486	438,691	1,315,457
減価償却費	1,191,666	1,212,658	1,232,170	3,636,494
資産減耗費	31,491	31,491	31,491	94,473
その他営業費用	1,039	1,039	1,039	3,117
関連収入	-465,362	-464,275	-467,834	-1,397,471
加入金	36,960	36,960	36,960	110,880
その他営業収益	229,266	230,091	230,919	690,276
受取利息及び配当金	285	285	285	855
他会計補助金	2,142	1,707	1,462	5,311
雑収益	50,014	50,014	50,014	150,042
その他営業外収益	45,106	37,594	34,580	117,280
長期前受金戻入	101,589	107,624	113,614	322,827
資本費用	50,146	48,484	47,535	146,165
支払利息	50,146	48,484	47,535	146,165
資産維持費	0	0	0	0
料金に転嫁する費用(A)	2,376,011	2,394,291	2,406,750	7,177,052
現行水準の給水収益(B)	2,181,356	2,162,809	2,143,663	6,487,828
料金改定率 (A - B) ÷ B	8.92%	10.70%	12.27%	10.62%



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の分解（位置づけ）





2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の分解（費用の定義）

総括原価をどのように回収すべきかを検討するため、総括原価を分解します。（基本料金で回収すべきか、従量料金で回収すべきか。）

費用分類	定義
需要家費	検針・収納関係費、量水器関係諸費等主として需要家の存在により発生する費用です。
固定費	営業費用及び資本費用の大部分であって、給水量の多寡には関係なく水道施設を維持していくために固定的に必要とされる費用のうち、需要家費に属するものを控除したものです。
変動費	薬品費、動力費及び受水費並びに需要家費又は固定費に属さないその他の費用であって、概ね給水量の増減に比例する費用です。



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の分解（本市における対象費用）

費用分類	具体的な費用
需要家費	検針収納費用、量水器の減価償却費
固定費	需要家費、変動費以外の営業費用および資本費用 (人件費、減価償却費、支払利息など)
変動費	薬品費、動力費、受水費の従量料金分



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の分解（分解結果）

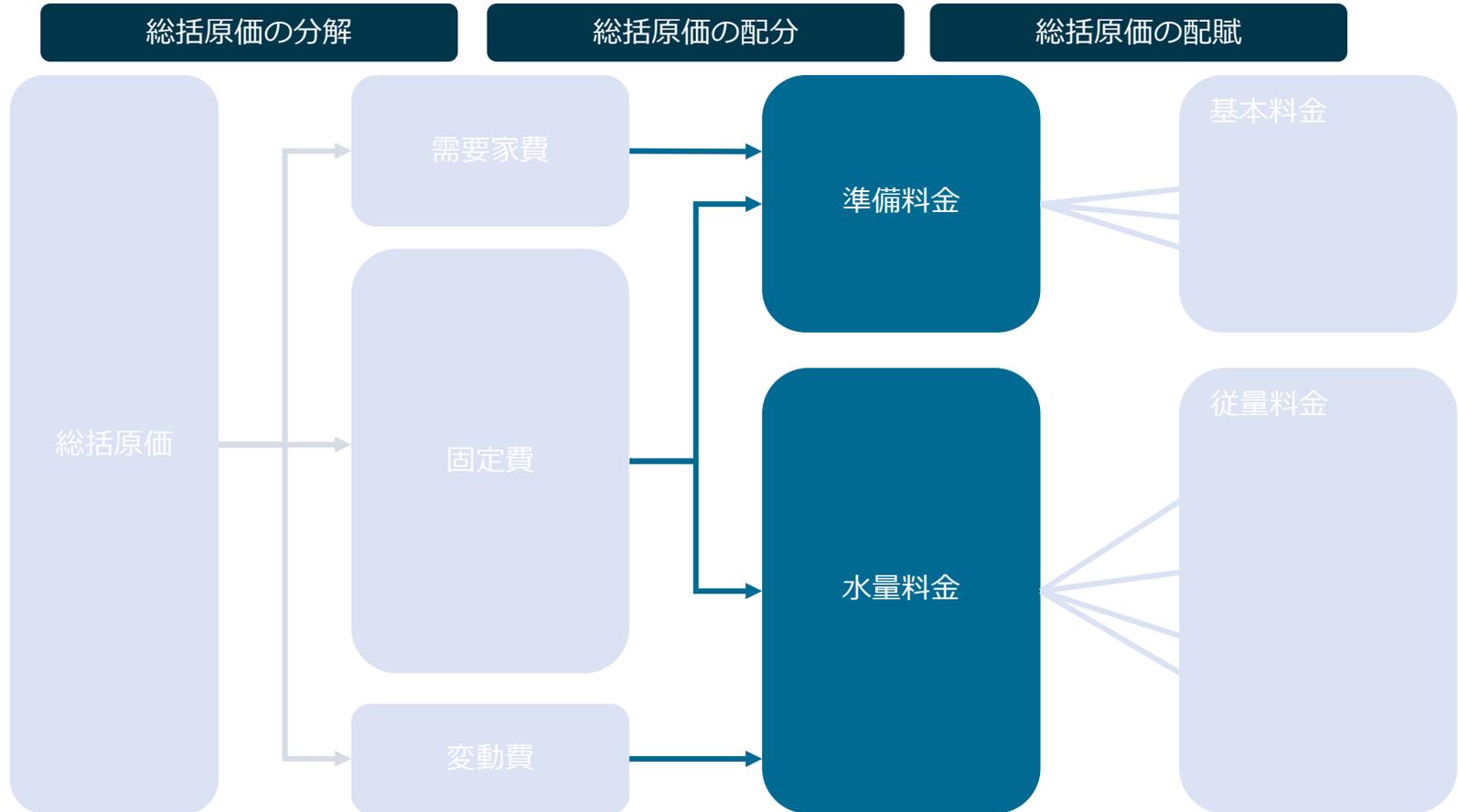
単位：千円

	R6年度	R7年度	R8年度	算定期間計
需要家費	100,408	100,480	100,533	301,421
固定費	1,822,159	1,843,701	1,859,851	5,525,711
変動費	453,444	450,110	446,366	1,349,920
合計	2,376,011	2,394,291	2,406,750	7,177,052



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の配分（位置づけ）





2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の配分（配分の基本的考え方）

総括原価を基本料金で回収する費用及び従量料金で回収する費用を具体的に算出するため、総括原価の配分を行います。

- 基本料金で回収する費用 → 準備料金へ配分
- 従量料金で回収する費用 → 水量料金へ配分

費用分類	配分方法
需要家費	全額を準備料金として配分します。
固定費	準備料金と水量料金に配分します。
変動費	全額を水量料金に配分します。

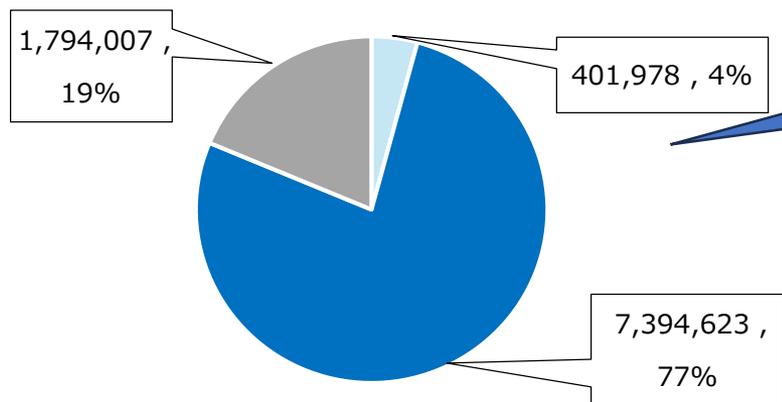


2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の配分（固定費の配分①）

固定費は、その性質上、その全額を準備料金として配分することが本来的方法であるものの、生活用水の低廉化が損なわれるため、固定費の全額を準備料金に配分はせず、準備料金及び水量料金に配分します。

【本市におけるイメージ】 ※資産維持率 0% の場合



80%以上の費用を基本料金で賄う必要あり。

単位：千円

項目	R1	R2	R3
基本料金収益	544,030 24.1%	364,627 17.5%	550,817 24.6%
超過料金収益	1,712,301 75.9%	1,723,284 82.5%	1,687,794 75.4%
合計	2,256,331	2,087,910	2,238,612

■ 需要家費 ■ 固定費 ■ 変動費

データ出典：P.21の資産維持率0%の場合の分解結果

データ出典：調定データ



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の配分（固定費の配分②）

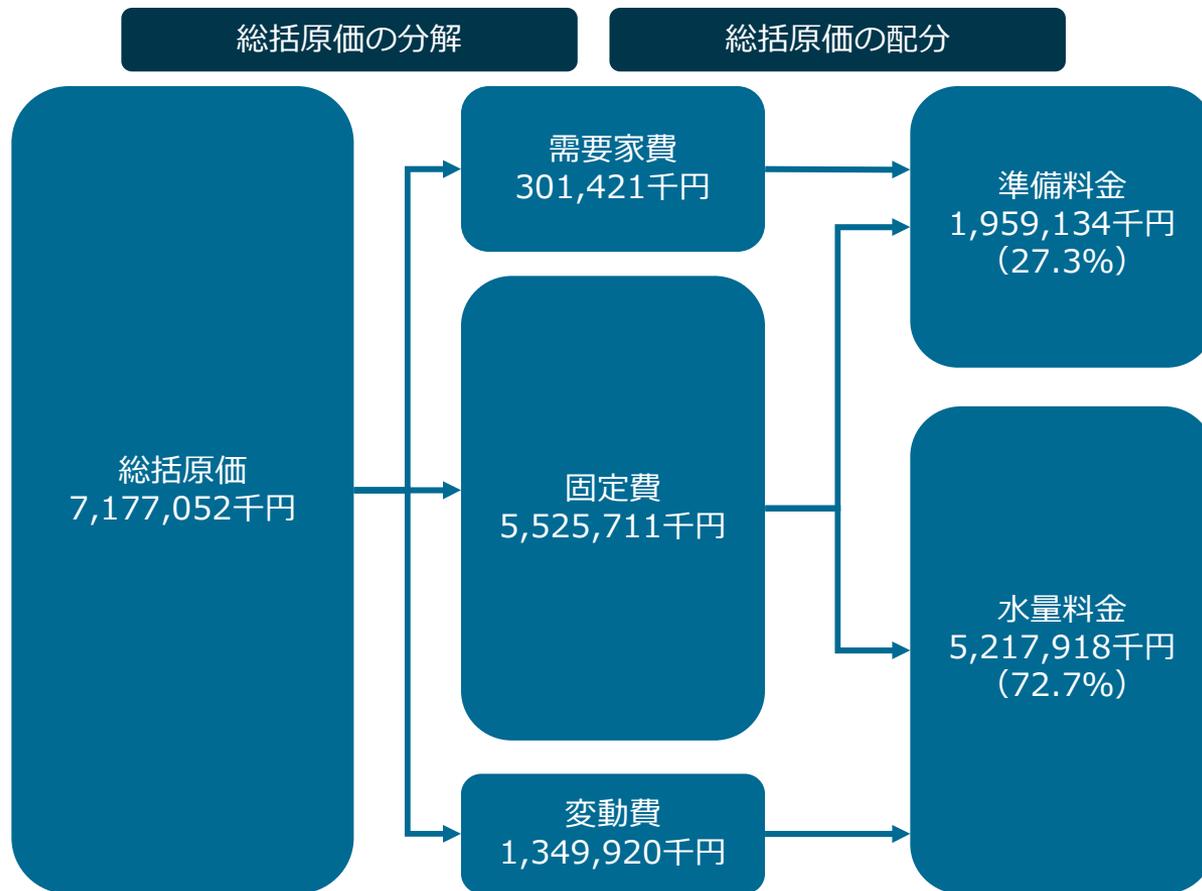
固定費の配分は水道料金改定業務の手引きには以下4パターンの配分基準が示されています。本検討では現行の収入割合を勘案し、パターン（iii）で検討します。

固定費配分方法		準備料金の配分割合	水量料金の配分割合	固定費配分率	
				準備料金	水量料金
(i)	固定費総額に対し、最大給水量に対する最大給水量と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法	$\frac{(\text{最大給水量} - \text{平均給水量})}{\text{最大給水量}}$	$\frac{\text{平均給水量}}{\text{最大給水量}}$	20.0%	80.0%
(ii)	固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法	$\frac{(\text{施設能力} - \text{平均給水量})}{\text{施設能力}}$	$\frac{\text{平均給水量}}{\text{施設能力}}$	50.0%	50.0%
(iii)	固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と最大給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法	$\frac{(\text{施設能力} - \text{最大給水量})}{\text{施設能力}}$	$\frac{\text{最大給水量}}{\text{施設能力}}$	30.0%	70.0%
(iv)	固定費総額のうち、配給水部門費を準備料金とし他は水量料金とする方法	$\frac{\text{配給水部門費の固定費}}{\text{固定費総額}}$	$\frac{\text{配給水部門費以外の固定費}}{\text{固定費総額}}$	40.0%	60.0%



2. 水道料金（適正水準）の検討

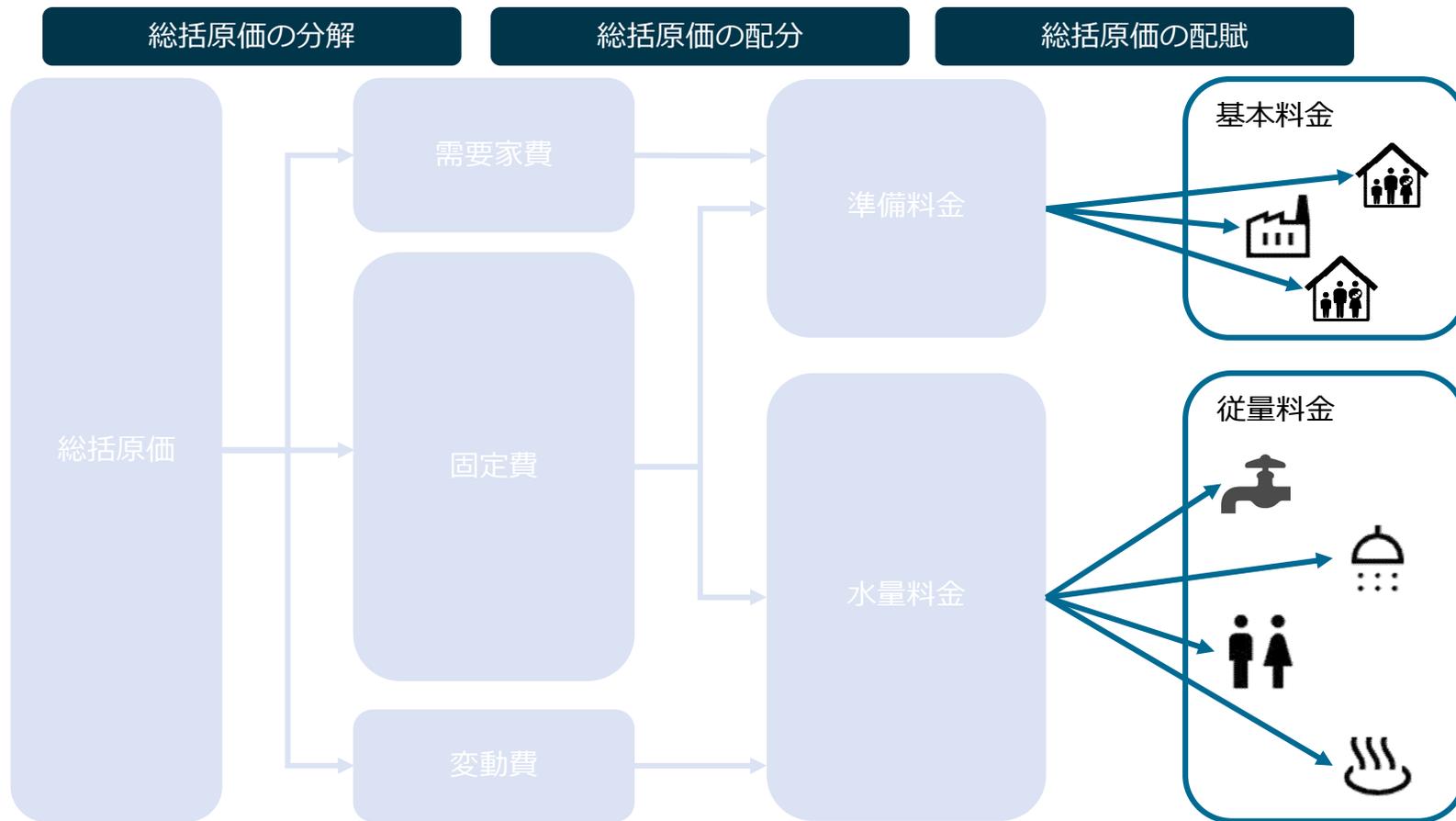
総括原価の配分（配分結果（資産維持率0%））





2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の配賦（位置づけ）





2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の配賦（配賦の基本的考え方）

1 利用者あたりの基本料金単価及び従量料金単価を算出するため、総括原価の配賦を行います。

分類	対象	配賦方法
準備料金	① 需要家費のうち、 検針・収納関係経費	各利用者に対し、均等に要する費用です。 使用者に均等に配賦します。
	② 需要家費のうち、 量水器関係諸費	量水器の取得価格に比例して、差別配賦 します。
	③ 準備料金に配分された 固定費	理論流量比と断面積比を考慮して配賦し ます。



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の配賦（配賦の基本的考え方）

1 利用者あたりの基本料金単価及び従量料金単価を算出するため、総括原価の配賦を行います。

分類	対象	配賦方法
水量料金	水量料金に配分された固定費及び変動費	全額を有収水量 1 m ³ あたりに、逓増度を加味して配賦します。



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の配賦（準備料金の配賦①）

需要家費のうち検針・収納関係経費等は、各使用者について均等に要する費用は各使用者に対し、均等に配賦します。

検針・収納関係費 （千円）	算定期間内の 調定件数（件）	配賦額 （円/件・2か月）
292,743	756,414	387.0



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の配賦（準備料金の配賦②）

需要家費のうち、量水器関係諸費は、量水器の取得価格に比例して差別配賦とします。

(税抜)

口径	算定期間内の 調定件数(件) (a)	量水器購入 価格(円)	量水器 価格指数 (b)	口径別総合配賦率		量水器費の配賦	
				(a)×(b)	左の比率 (%)	按分額(千円) (c)	配賦額(円/件・2か月) (c)÷(a)
13mm	537,960	1,575	1.0	537,960	53.0%	4,599	8.5
20mm	191,793	2,405	1.5	287,690	28.3%	2,456	12.8
25mm	15,417	2,155	1.4	21,584	2.1%	182	11.8
40mm	7,415	9,059	5.8	43,007	4.2%	364	49.2
50mm	2,802	32,840	20.9	58,562	5.8%	503	179.6
75mm	851	88,509	56.2	47,826	4.7%	408	479.3
100mm	158	145,511	92.4	14,599	1.4%	121	768.9
150mm	18	345,000	219.0	3,942	0.5%	43	2,410.6
合計	756,414	-	-	1,015,170	100.0%	8,678	-

データ出典：量水器購入価格は口径別の過去平均値



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の配賦（準備料金の配賦③）

準備料金に配分された固定費は理論流量比と断面積比を考慮して配賦します。

口径	算定期間内の 調定件数(件) (a)	流量比(b) (b)	口径別総合配賦率		固定費準備料金の配賦	
			(a)×(b)	左の比率 (%)	按分額(千円) (c)	配賦額(円/件・2か月) (c)÷(a)
13mm	537,960	1.00	537,960	42.6%	706,186	1,312.7
20mm	191,793	2.51	481,592	38.1%	631,589	3,293.1
25mm	15,417	4.02	61,939	4.9%	81,228	5,268.7
40mm	7,415	10.96	81,234	6.4%	106,094	14,308.0
50mm	2,802	17.63	49,387	3.9%	64,651	23,073.1
75mm	851	42.17	35,885	2.8%	46,416	54,542.8
100mm	158	77.03	12,170	1.0%	16,577	104,918.5
150mm	18	180.24	3,244	0.3%	4,973	276,285.5
合計	756,414	-	1,263,412	100.0%	1,657,713	-

データ出典：流量比は手引きの値を採用しています。



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の配賦（基本料金の算定結果）

準備料金の配賦結果の合計値が基本料金となります。

使用者区分	準備料金の配賦結果（円/件・2ヵ月）				基本料金 （円/2ヵ月）
	検針・収納 関係費	量水器関係費	固定費	合計	
13mm	387.0	8.5	1,312.7	1,708.2	1,700
20mm	387.0	12.8	3,293.1	3,692.9	3,700
25mm	387.0	11.8	5,268.7	5,667.5	5,700
40mm	387.0	49.2	14,308.0	14,744.2	14,700
50mm	387.0	179.6	23,073.1	23,639.7	23,600
75mm	387.0	479.3	54,542.8	55,409.1	55,400
100mm	387.0	768.9	104,918.5	106,074.4	106,100
150mm	387.0	2,410.6	276,285.5	279,083.1	279,100

※100円未満四捨五入



2. 水道料金（適正水準）の検討

【参考資料】 調定件数予測

将来の調定件数は、次のとおりに算出しています。

- ①全調定件数：令和3年度を基準に有収水量に比例
- ②口径別調定件数：過去3年間の平均割合を全調定件数に乗じる

単位：件

使用者区分	2019	2020	2021	実績平均 割合	2024	2025	2026	算定期間内の 調定件数
	R1	R2	R3		R6	R7	R8	
13mm	186,136	180,359	184,516	71.1%	180,875	179,336	177,749	537,960
20mm	64,183	64,914	67,349	25.4%	64,485	63,937	63,371	191,793
25mm	5,278	5,228	5,285	2.0%	5,184	5,139	5,094	15,417
40mm	2,520	2,522	2,554	1.0%	2,493	2,472	2,450	7,415
50mm	966	953	950	0.4%	942	934	926	2,802
75mm	293	286	293	0.1%	286	284	281	851
100mm	54	54	54	0.0%	53	53	52	158
150mm	6	6	6	0.0%	6	6	6	18
合計	259,436	254,322	261,007	100.0%	254,324	252,161	249,929	756,414
年間有収水量	10,989,821	11,113,615	10,925,717		10,645,955	10,555,435	10,461,995	



2. 水道料金（適正水準）の検討

総括原価の配賦（水量料金の配賦）

水量料金に配分された固定費及び変動費は全額を有収水量 1 m³あたりに、逡増度を加味して配賦します。

(税抜)

水量区分	現行料金 (円/m ³)	逡増度 (a)	水量料金 (千円)	配賦水量 (m ³) (b)	比重を考慮した 配賦水量 (a)×(b)	従量料金 (円/m ³)
1~20m ³	75	1.0	—	11,654,081	11,654,081	78
21~40m ³	170	2.3	—	7,120,982	16,140,893	177
41~60m ³	200	2.7	—	3,238,348	8,635,595	208
61~200m ³	225	3.0	—	3,616,133	10,848,399	234
201m ³ ~	245	3.3	—	5,994,240	19,581,184	255
湯屋・一般用	80	1.1	—	24,930	26,592	84
臨時用	490	6.5	—	14,670	95,844	509
合計			5,217,918	31,663,384	66,982,587	

データ出典：逡増度は現行料金と同じ値としています。配賦水量は別途算出しています。



2. 水道料金（適正水準）の検討

【参考資料】配賦水量の予測

配賦水量は水量区分別の有収水量の過去3年間平均割合を将来の有収水量予測値に乗じて算出しています。

単位：m³

水量区分	2019	2020	2021	実績平均 割合	2024	2025	2026	合計
	R1	R2	R3		R6	R7	R8	
1～20m ³	4,031,839	4,075,173	4,049,756	36.8%	3,918,369	3,885,052	3,850,660	11,654,081
21～40m ³	2,436,929	2,519,238	2,471,972	22.5%	2,394,237	2,373,880	2,352,865	7,120,982
41～60m ³	1,090,584	1,164,706	1,122,741	10.2%	1,088,807	1,079,549	1,069,992	3,238,348
61～200m ³	1,246,897	1,289,970	1,235,244	11.4%	1,215,827	1,205,489	1,194,817	3,616,133
201m ³ ～	2,172,827	2,049,366	2,030,602	18.9%	2,015,401	1,998,264	1,980,575	5,994,240
湯屋・一般用	7,075	7,961	10,970	0.1%	8,382	8,311	8,237	24,930
臨時用	3,670	7,201	4,432	0.0%	4,932	4,891	4,847	14,670
合計	10,989,821	11,113,615	10,925,717		10,645,955	10,555,435	10,461,995	31,663,385



3. 水道料金（適正水準）の検討結果

水道料金（適正水準）の検討結果

【基本料金】

使用者区分	基本料金（税抜、円/2ヵ月）		改定率
	現行料金	改定料金	
13mm	1,600	1,700	6.25%
20mm	2,800	3,700	32.14%
25mm	4,300	5,700	32.56%
40mm	5,800	14,700	153.45%
50mm	7,200	23,600	227.78%
75mm	8,600	55,400	544.19%
100mm	11,500	106,100	822.61%
150mm	15,300	279,100	1724.18%

【従量料金】

水量区分	従量料金（税抜、円/m ³ ）		改定率
	現行料金	改定料金	
1~20m ³	75	78	4.00%
21~40m ³	170	177	4.12%
41~60m ³	200	208	4.00%
61~200m ³	225	234	4.00%
201m ³ ~	245	255	4.08%
湯屋用	80	84	5.00%
共用一般	80	84	5.00%
共用臨時	490	509	3.88%



3. 水道料金（適正水準）の検討結果

実際の使用料の比較

一般家庭（2～3人家族） 口径13mm

口径	使用水量 (m ³ /2ヵ月)	使用料金（税抜、円）		改定率
		現行料金	改定料金	
13mm	20	3,100	3,260	5.16%
	25	3,950	4,145	4.94%



3. 水道料金（適正水準）の検討結果

実際の使用料の比較

一般家庭（3～4人家族） 口径20mm

口径	使用水量 (m ³ /2ヵ月)	使用料金（税抜、円）		改定率
		現行料金	改定料金	
20mm	40	7,700	8,800	14.29%
	45	8,700	9,840	13.10%



3. 水道料金（適正水準）の検討結果

実際の使用料の比較

事業者（飲食店等） 口径40mm

口径	使用水量 (m ³ /2ヵ月)	使用料金（税抜、円）		改定率
		現行料金	改定料金	
40mm	500	119,700	133,220	11.29%



3. 水道料金（適正水準）の検討結果

実際の使用料の比較

事業者（病院施設、大工場等） 口径75mm

口径	使用水量 (m ³ /2ヵ月)	使用料金（税抜、円）		改定率
		現行料金	改定料金	
75mm	1,700	416,500	479,920	15.23%



3. 水道料金（適正水準）の検討結果

給水収益シミュレーション

項目	水量区分	単位	2024	2025	2026	計
		単価(円)	R6	R7	R8	
	有収水量	m ³	10,645,955	10,555,435	10,461,995	31,663,385

■改定料金での給水収益

項目	単位	2024	2025	2026	計	収益割合
		R6	R7	R8		
給水収益	千円	2,415,181	2,394,729	2,373,470	7,183,380	
基本料金計	千円	657,651	652,143	646,310	1,956,104	27.2%
従量料金計	千円	1,757,530	1,742,586	1,727,160	5,227,276	72.8%
供給単価	円/m ³	226.9	226.9	226.9		



3. 水道料金（適正水準）の検討結果

改定率を一律とした場合の料金表

【基本料金】

使用者区分	基本料金（税抜、円/2ヵ月）		改定率
	現行料金	改定料金	
13mm	1,600	1,770	10.62%
20mm	2,800	3,097	10.62%
25mm	4,300	4,757	10.62%
40mm	5,800	6,416	10.62%
50mm	7,200	7,965	10.62%
75mm	8,600	9,513	10.62%
100mm	11,500	12,721	10.62%
150mm	15,300	16,925	10.62%

【従量料金】

水量区分	従量料金（税抜、円/m ³ ）		改定率
	現行料金	改定料金	
1~20m ³	75	83	10.62%
21~40m ³	170	188	10.62%
41~60m ³	200	221	10.62%
61~200m ³	225	249	10.62%
201m ³ ~	245	271	10.62%
湯屋用	80	88	10.62%
共用一般	80	88	10.62%
共用臨時	490	542	10.62%



3. 水道料金（適正水準）の検討結果

給水収益シミュレーション（改定率を一律とした場合）

項目	水量区分	単位	2024	2025	2026	計
		単価(円)	R6	R7	R8	
	有収水量	m ³	10,645,955	10,555,435	10,461,995	31,663,385

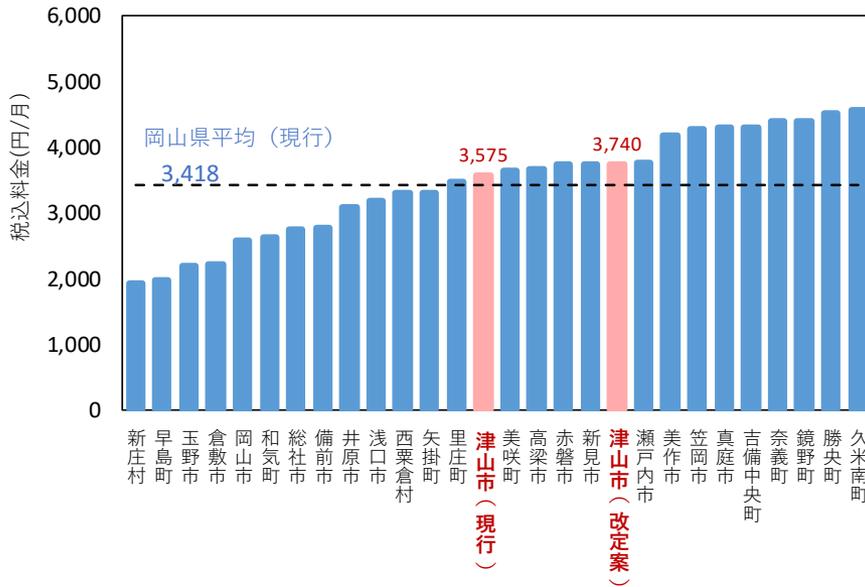
■改定料金での給水収益

項目	単位	2024	2025	2026	計	収益割合
		R6	R7	R8		
給水収益	千円	2,439,807	2,419,069	2,397,648	7,256,524	
基本料金計	千円	571,514	566,661	561,639	1,699,814	23.4%
従量料金計	千円	1,868,293	1,852,408	1,836,009	5,556,710	76.6%
供給単価	円/m ³	229.2	229.2	229.2		

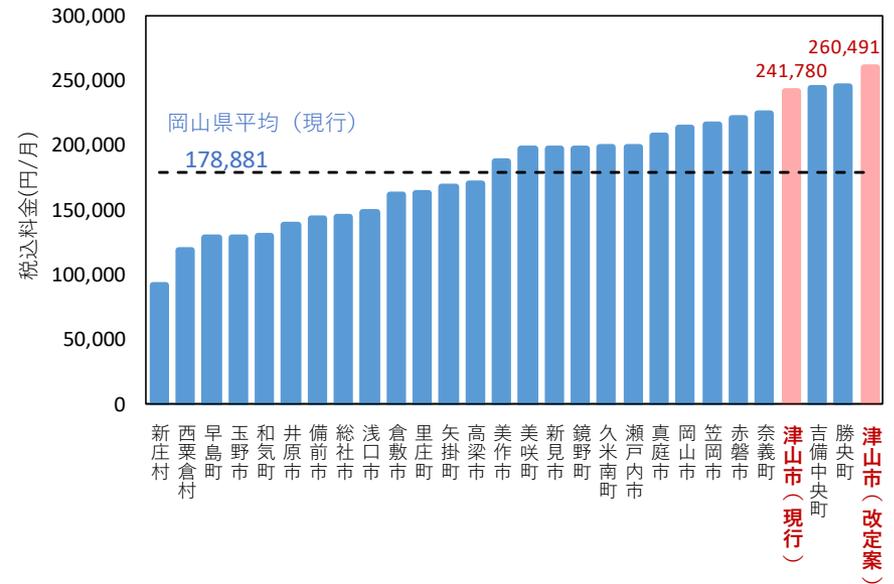


3. 水道料金（適正水準）の検討結果

水道料金の比較（適正水準の検討結果）



メーター口径13mm
1ヶ月の使用水量20m³

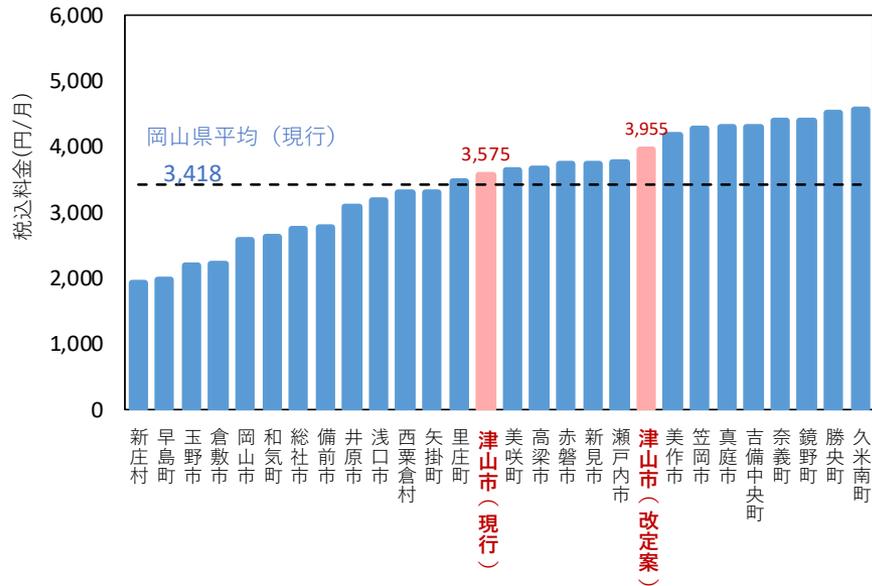


メーター口径50mm
1ヶ月の使用水量900m³

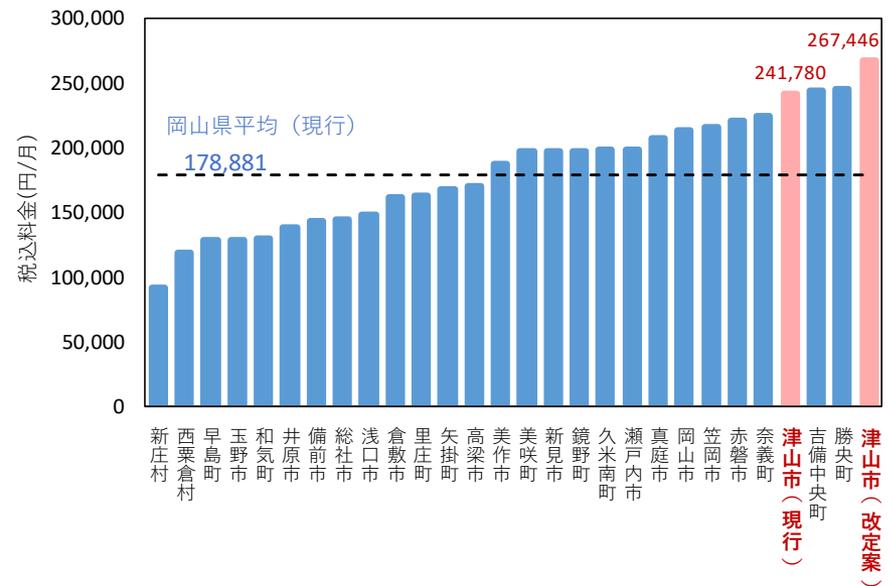


3. 水道料金（適正水準）の検討結果

水道料金の比較（改定率を一律とした場合）



メーター口径13mm
1ヶ月の使用水量20m³



メーター口径50mm
1ヶ月の使用水量900m³